

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

### ◎ 告 示

○長崎県土木部関係補助金等交付要綱の一部改正

所管課(室)名

監 理 課

## 告 示

### 長崎県告示第299号の3

長崎県土木部関係補助金等交付要綱(平成19年長崎県告示第304号)の一部を次のように改正し、令和5年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和5年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表(第2条関係) 都市政策課関係						別表(第2条関係)					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者						
1	長崎県21世紀まちづくり推進総合補助金	交流人口の拡大、地域課題の解決及び地域資源の活用による地域の活性化を推進する。	長崎県美しい景観形成推進条例(平成23年長崎県条例第18号)に基づき、個性的で魅力ある長崎らしい景観形成を進めるための景観計画等の策定、施設の整備その他の美しい景観形成を推進する事業	予算の範囲内において知事が別に定める基準による。	市町						
道路建設課関係 略						道路建設課関係 略					

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通 (八九五) 二二一四一

印刷所  
長崎市樺島町八番十二号

株式会社  
寺田宏弥  
クイックプリント